



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>なし</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・教育基本法<br/>(家庭教育)<br/>第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。<br/>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(社会教育)<br/>第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。<br/>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p> <p>・社会教育法<br/>(国及び地方公共団体の任務)<br/>第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。</p> <p>(市町村の教育委員会の事務)<br/>第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。<br/>六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。<br/>七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。</p> |



|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・社会教育法<br/>(文部科学大臣及び教育委員会との関係)</p> <p>第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・茅ヶ崎市社会教育委員条例<br/>(設置)<br/>第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。</p> <p>・社会教育法<br/>(社会教育委員の設置)<br/>第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。<br/>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。<br/>(社会教育委員の職務)<br/>第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。<br/>一 社会教育に関する諸計画を立案すること。<br/>二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる<br/>こと。<br/>三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。<br/>2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べる<br/>ことができる。<br/>3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に<br/>関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助<br/>言と指導を与えることができる。</p> |



|            |   |
|------------|---|
| 法的<br>実施根拠 | あり  |
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・社会教育法<br/>(文部科学大臣及び教育委員会との関係)</p> <p>第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。</p> |





|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・社会教育法<br/>(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)<br/>           第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。<br/>           2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。<br/>           (社会教育主事及び社会教育主事補の職務)<br/>           第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。<br/>           ただし、命令及び監督をしてはならない。<br/>           2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・文化財保護法<br/>(政府及び地方公共団体の任務)</p> <p>第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。</p> <p>(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)</p> <p>第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p> <p>(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)</p> <p>第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。</p> |



|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>法的<br/>実施根拠</p> | <p>あり</p>   |
| <p>根拠法令<br/>抜粋</p> | <p>・文化財保護法<br/>(政府及び地方公共団体の任務)<br/>     第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。<br/>     (指定)<br/>     第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。<br/>     (管理団体による管理及び復旧)<br/>     第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。<br/>     (管理団体による管理及び復旧)<br/>     第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。<br/>     (所有者の管理義務及び管理責任者)<br/>     第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。</p> |



| 法的<br>実施根拠 | なし |
|------------|----|
| 根拠法令<br>抜粋 |    |





| 法的<br>実施根拠 | あり   |
|------------|--|
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・文化財保護法<br/>(政府及び地方公共団体の任務)</p> <p>第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。</p> |



| 法的<br>実施根拠 | あり  |
|------------|---|
| 根拠法令<br>抜粋 | <p>・文化財保護法<br/>(政府及び地方公共団体の任務)</p> <p>第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。</p> <p>(埋蔵文化財包蔵地の周知)</p> <p>第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。</p> |